平成２４年（フ）第１８２号
広島県福山市加茂町字粟根606番地１、旧住所広島県福山市千田町大字薮路324番地
債務者　花房　正文
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８３号
広島県福山市水呑町4880番地　６―16、旧住所広島県福山市千田町大字薮路324番地
債務者　花房志保里
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１８７号
広島県福山市奈良津町３丁目10番11号
債務者　小畑　敏夫
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９７号
広島県福山市胡町３番５―203号、旧住所広島県福山市引野町北４丁目16番19―305号
債務者　安原　　博
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２０５号
広島県福山市神辺町字西中条892番地、旧住所沖縄県那覇市古波蔵３丁目６番26号　赤嶺アパート301
債務者　藤原　秀幸
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１７号
鹿児島県肝属郡肝付町新富887番地、前住所鹿児島県肝属郡肝付町北方1215番地２
債務者　武知　久美
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
北海道登別市登別温泉町60番地15　栗林ビル301
債務者　橋本　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
茨城県桜川市曽根404番地　岩瀬曽根アパート２―101
債務者　宮田紀江子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２８号
茨城県ひたちなか市大字高場209番地　ホワイトフォレスト105号
債務者　本多ゆかり（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５４号
茨城県水戸市千波町299番地の14、前住所茨城県水戸市見川３丁目896番地の３　ムーンライトシックス102号
債務者　高野　光輝
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６６号
茨城県水戸市酒門町4258番地の24　メゾンコスモスⅡ203号
債務者　山本　晃久
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７６号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目９番５―106号　棚網コーポ
債務者　栗原　　聖（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２１号
神奈川県平塚市黒部丘29番28号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３４号
神奈川県小田原市小竹893番地の32
債務者　伊藤　　幸
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３８号
神奈川県秦野市平沢992番地の10　テラスハウスピアレスネス１号
債務者　井出　祐二
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６０号
神奈川県平塚市八千代町15番16―302号　ピア八千代町、前住所福岡県朝倉市甘木2215番地42
債務者　作田　里香（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４８４号
神奈川県伊勢原市上粕屋374番地　ハイム上粕屋１号棟407号
債務者　江島　榮子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部